

群馬県耐震改修促進計画（2026 - 2030）

II 資料編

資料1 用語解説

資料2-1 特定既存耐震不適格建築物等の要件一覧表

資料2-2 要安全確認計画記載建築物の指定状況等

資料2-3 通行障害建築物の要件等

資料3 全国の住宅・建築物の耐震化の現状と目標

資料4 群馬県における過去の地震被害

資料5-1 住まいの耐震アンケート結果

資料5-2 建築物の耐震診断・耐震改修に関するアンケート結果

資料5-3 ブロック塀撤去等の補助事業に関するアンケート結果

用語	解説
自然災害による死者ゼロ	2050年に向けた「ぐんま5つのゼロ宣言」（＝2050年までに「5つのゼロ」を達成し、災害に強く持続可能な社会を構築するとともに、県民の幸福度を向上させるための宣言）のうちのひとつで、県土の強靱化とともに、県民の防災意識を高め、自然災害による死者をゼロにすること。
災害レジリエンス	大規模な災害時に被害を最小化する「防災力」と、私たちの暮らしや経済活動を速やかに立ち直らせる「回復力」のこと。「ぐんま・県土整備プラン2025」では「災害レジリエンスNo.1の実現」を最重点政策に掲げている。
旧耐震基準	1981年（昭和56年）5月31日以前に建築確認申請が行われた建築物の耐震基準。 中規模の地震（震度5程度）が発生しても、建物が倒壊しないことを目標としていた。
群馬県緊急輸送道路	大規模な地震等の災害が発生した場合に救命活動や物資輸送を行うための道路として群馬県地域防災計画において位置付けるもの。災害時に果たす役割の重要度等に応じ、第1次～3次の区分が設定されている。
新耐震基準	1981年（昭和56年）6月1日以降に建築確認申請が行われた建築物の耐震基準。 中規模の地震（震度5強程度）が発生しても建物がほとんど損傷せず、また、大規模な地震（震度6強から7）が発生しても建物が倒壊しないことを目標としている。
2000年耐震基準	建築基準法の改正により2000年（平成12年）6月以降に木造建築物を対象に適用された基準で、壁や筋交いを入れた軸組の配置や接合部の仕様等の構造関係規定について明確化された基準。
群馬県地震被害想定調査	群馬県に大きな影響を及ぼす可能性の高い地震の被害を科学的知見に基づき想定し、その被害を可能な限り減少させるために、県や市町村の地震防災対策の充実や、県民の自助・共助による地域防災力向上の検討を行う際の基礎資料とすることを目的として実施した調査。

用語	解説
全国地震動予測地図	地震調査研究推進本部（地震に関する調査研究の成果を社会に伝え、政府として一元的に推進するための組織）が、国民の防災意識の向上や効果的な地震防災対策を検討する上での基礎資料として活用されることを目的に作成・公表する、全国の地震動予測を可視化した地図。
住宅・土地統計調査	総務省統計局が5年ごとに実施する統計調査で、日本における住宅とそこに居住する世帯の居住状況、世帯の保有する土地等の実態を把握し、その現状と推移を明らかにする調査。
部分改修	「群馬県木造住宅耐震改修等支援事業」では、2階建て木造住宅の1階部分を現行の耐震基準と同程度に耐震改修する方法をいう。
耐震シェルター等	地震により建物が倒壊しても居住者の生命を守るための空間を確保できる部屋型又は家具型の構造物。
低コスト工法	耐震改修工事にかかる費用負担の軽減を図るため、詳細な耐震診断に基づく合理的な設計を行い、天井・床を解体しない等により安価に耐震補強を行う工法。
特定優良賃貸住宅	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、主に中程度の所得階層のファミリー向けに供給される賃貸住宅で、地方自治体または地方住宅供給公社が建設する場合と、国及び地方自治体の補助を受けて民間事業者が建設するものがある。
道路啓開	地震などの大規模災害発生時に、救助や物資輸送を担う緊急車両の通行を確保するために、早急に道路に散乱した瓦礫等を撤去し、救援ルートを開けること。
特定天井	人が日常的に立ち入る場所に設置されている吊り天井で、6mを超える高さにあり、平投影面積が200㎡を超え、単位面積質量が2kg/㎡を超えるもの。
所管行政庁	建築基準法の規定により建築主事又は建築副主事を置く市町村の長、その他の市町村の区域については都道府県知事をいう。

資料2-1 特定既存耐震不適格建築物等の要件一覧表

【凡例】 赤字：本計画内で目標と施策を記載

 ：要緊急安全確認大規模建築物

 ：要安全確認計画記載建築物

用途		特定既存耐震不適格建築物の要件 (法第14条)	指示対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件 (法第15条)	耐震診断義務付け対象建築物の要件 (法附則第3条・法第7条)	用途	特定既存耐震不適格建築物の要件 (法第14条)	指示対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件 (法第15条)	耐震診断義務付け対象建築物の要件 (法附則第3条・法第7条)
多数の者が利用する建築物 (法第14条第1号)	学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上(屋内運動場の面積を含む)	階数2以上かつ1,500㎡以上(屋内運動場の面積を含む)	多数の者が利用する建築物 (法第14条第1号)	博物館、美術館、図書館 遊技場 公衆浴場 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗 工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く) 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの 自動車庫車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
		上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上					
	体育館(一般公共の用に供されるもの)	階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上				
	ボウリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上				
	病院、診療所							
	劇場、観覧場、映画館、演芸場							
	集会場、公会堂							
	展示場							
	卸売市場							
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗							
	ホテル、旅館							
	賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿							
	事務所							
	老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上				
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの							
幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上					
				被災することにより甚大な被害が発生することが想定される危険物等を取り扱う建築物(法第14条第2号)		政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理する全ての建築物	階数1以上かつ500㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上かつ敷地境界線から一定距離以内に存する建築物
				地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物(法第14条第3号)		耐震改修促進計画で指定する避難路沿道建築物であって、前面道路に対して一定の高さ以上の建築物(附属ブロック塀等を含む)	左に同じ	耐震改修促進計画で指定する重要な避難路沿道建築物であって、前面道路に対して一定の高さ以上の建築物(附属ブロック塀等を含む) (沿道建築物)
				防災拠点である建築物				耐震改修促進計画で指定する大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な、病院、官公署、災害応急対応策に必要な施設等の建築物

資料2-2 要安全確認計画記載建築物の指定状況等

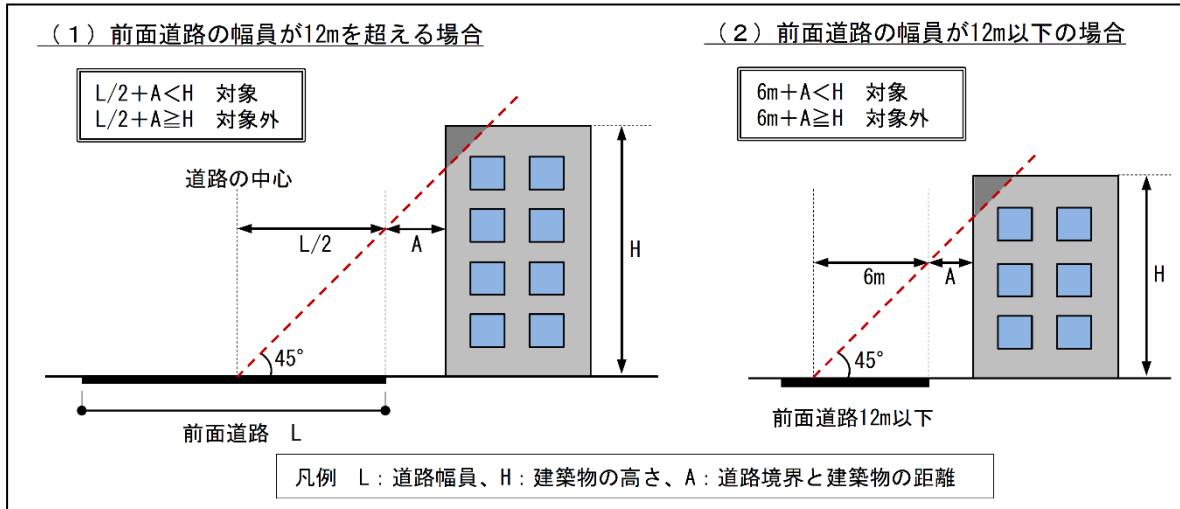
耐震改修促進法第5条第3項第一号及び第二号の規定に基づき県計画で指定した「要安全確認計画記載建築物」にかかる指定内容、指定年月日、耐震診断結果の報告期限については下表のとおりです。

要安全確認計画 記載建築物の種別	指定内容	指定年月日	所管行政庁への耐震 診断結果の報告期限
沿道建築物	沿道建築物にかかる「耐震診断義務付け道路」として、第一次群馬県緊急輸送道路のうち、特に重要な広域ネットワークを形成する道路を指定。	令和2年4月1日	令和5年3月31日
防災拠点	市町村地域防災計画（平成30年4月1日時点）で、震災時に災害対策本部を設置することとしている庁舎等。（旧耐震基準で建設され、平成30年4月1日時点で耐震診断未実施又は耐震性不足の建築物に限る。）	平成30年4月1日	令和2年3月31日

資料2-3 通行障害建築物の要件等

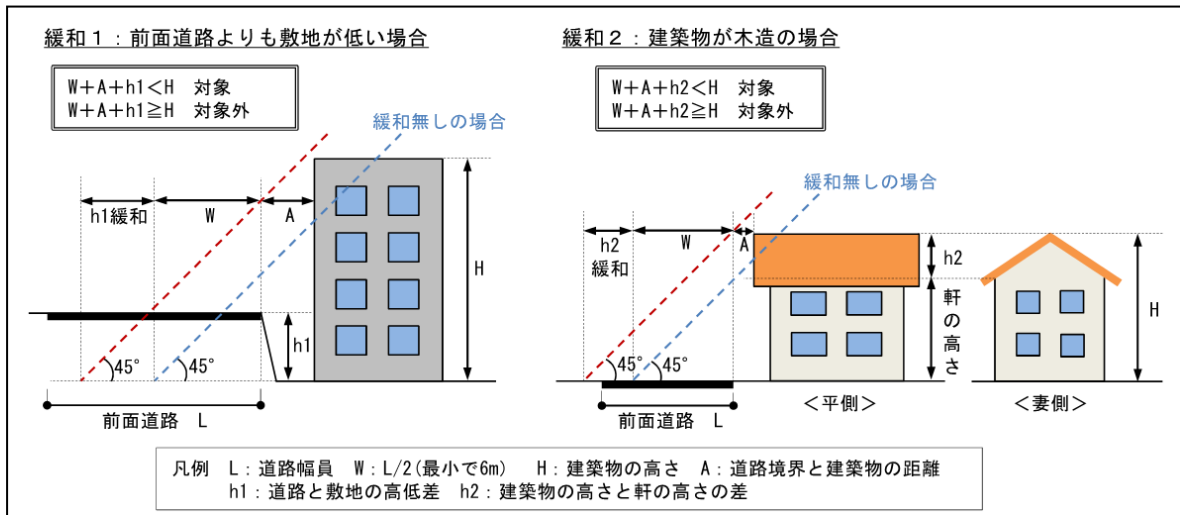
■通行障害建築物の対象となる要件

建築物の高さが、下図のとおり前面道路の幅員に対して決められた数値を超えるもの。



■通行障害建築物の対象となる要件の緩和

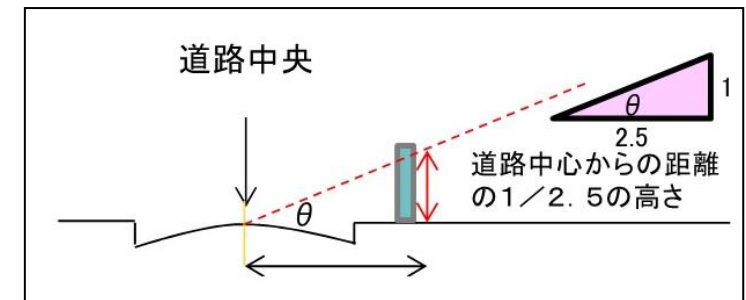
避難路の指定に際しては、耐震改修促進法において、地方公共団体の規則に基づき、地形、道路の構造その他の状況に応じ、通行障害建築物の要件の緩和が可能とされており、本計画における避難路の指定では、下図のとおり要件の緩和の規定を設けることとします。



■通行障害建築物の対象となるブロック塀等の要件

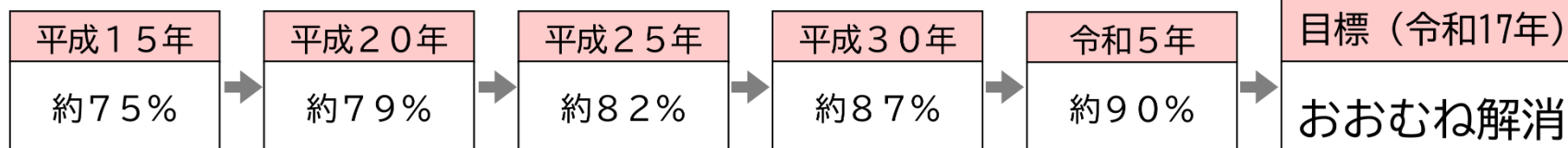
平成30年の法令改正により、耐震診断が義務付けられる通行障害建築物にブロック塀等が追加されています。

対象は、その前面道路に面する部分の長さが25mを超え、かつ、その前面道路に面する部分のいずれかの高さが、当該部分から当該前面道路の境界線までの水平距離に当該前面道路の幅員の2分の1に相当する距離を加えた数値を2.5で除して得た数値を超えるブロック塀等であって、建物に附属するものとなっています。

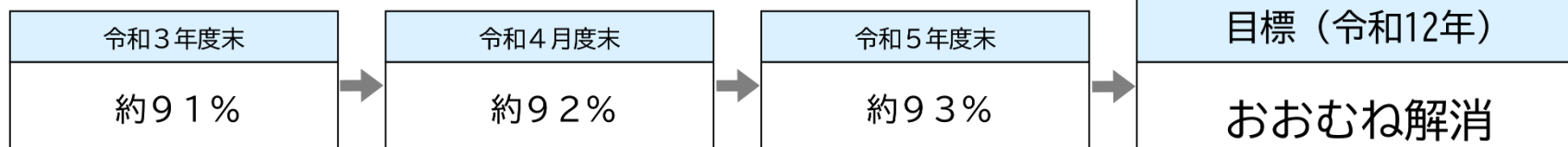


住宅・建築物の耐震化の現状と目標

住宅の耐震化率の現状と目標

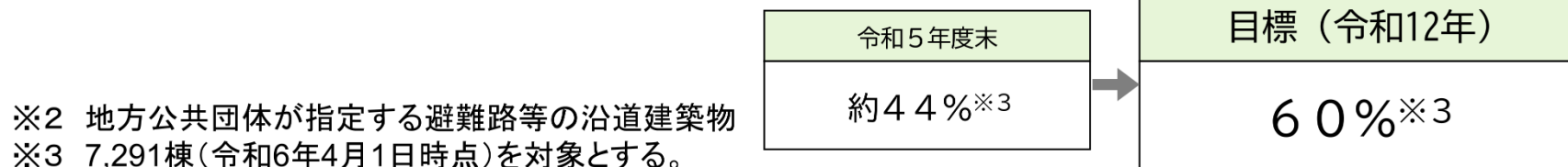


要緊急安全確認大規模建築物^{※1}の耐震性不足解消率の現状と目標



※1 不特定多数の者等が利用する大規模建築物等：病院、店舗、旅館、学校等

要安全確認計画記載建築物（避難路沿道建築物^{※2}）の耐震性不足解消率の現状と目標



※2 地方公共団体が指定する避難路等の沿道建築物

※3 7,291棟(令和6年4月1日時点)を対象とする。

出典：国土交通省ホームページ（令和8年3月時点）

資料4 群馬県における過去の地震被害

群馬県は過去に多くの地震被害を経験しています。大正以降、県内で発生した地震被害で最も大きいものが、昭和6年に発生した「西埼玉地震」で、死者5名、負傷者55名を数えるほか、八高線鉄橋が破壊されるほどの被害が発生しています。また、新潟県中越地震（H16.10）では、県内でも度重なる余震を観測し、家屋1,055戸が一部破損しています。

記憶に新しいところでは、平成23年3月11日に発生した、東北地方太平洋沖地震により、住宅の一部破損が17,246棟にも及びました。

また、818年に関東平野北西部（今の群馬県付近）で推定マグニチュード7.5以上の弘（こう）仁（にん）地震が発生し、歴史書の「類聚国史」には多くの死者が出たと記載されています。

【写真】弘仁地震（818年）によるものとされる地割れ

資料：渋川市半田中原・南原遺跡、渋川市教育委員会提供



群馬県における過去の地震被害

出典：「群馬県地域防災計画(震災対策編)」(令和7年3月)

発生年月日	地震名 (震源)	規模 (M)	震度	群馬県内の主な被害
1916.2.22 (大正5年)	浅間山麓を震源とする地震※	6.2	3：前橋市昭和町	家屋全壊7戸、半壊3戸 一部破損109戸
1923.9.1 (大正12年)	関東地震 (神奈川県西部)	7.9	4：前橋市昭和町	負傷者9人、家屋全壊49戸 半壊8戸
1931.9.21 (昭和6年)	西埼玉地震 (埼玉県北部)	6.9	5：前橋市昭和町	死者5人、負傷者55人、 家屋全壊166戸、半壊1,769戸
1964.6.16 (昭和39年)	新潟地震 (新潟県下越沖)	7.5	4：須田貝通報所、前橋市昭和町	負傷者1人
1996.12.21 (平成8年)	茨城県南部の地震 (茨城県南部)	5.6	5弱：板倉町板倉 4：沼田市西倉内町、 片品村東小川、桐生市織姫町	家屋一部破損64戸
2004.10.23 (平成16年)	平成16年(2004年) 新潟県中越地震 (新潟県中越地方)	6.8	5弱：片品村東小川、高崎市高松町、 渋川市北橋町	負傷者6人 家屋一部破損1,055戸
2011.3.11 (平成23年)	平成23年(2011年) 東北地方太平洋沖 地震(三陸沖)	9.0	6弱：桐生市元宿町 5弱：沼田市白沢町、前橋市富士見、 高崎市高松町、桐生市新里町、 太田市西本町、渋川市赤城町、 明和町新里、千代田町赤岩、 大泉町日の出、邑楽町中野	死者1名、負傷者42名 住家半壊7棟 住家一部破損17,679棟
2014.9.16 (平成26年)	茨城県南部の地震 (茨城県南部)	5.6	5弱：前橋市粕川町、 伊勢崎市西久保町、太田市西本町、 千代田町赤岩、大泉町日の出、 邑楽町中野、みどり市大間々町	負傷者5人 住家一部破損689棟
2018.6.17 (平成30年)	群馬県南部の地震 (群馬県南部)	4.6	5弱：渋川市赤城町 4：沼田市西倉内町、東吾妻町本宿、 前橋市昭和町、前橋市堀越町、 前橋市粕川町、前橋市富士見町、 桐生市黒保根町、桐生市新里町、 伊勢崎市西久保町、渋川市石原、 渋川市北橋町、渋川市吹屋、 吉岡町下野田	住宅一部破損4棟

※ 浅間山の火山活動に起因する火山性地震と推定され、局所的な被害だったとされている。

資料5-1 住まいの耐震アンケート結果

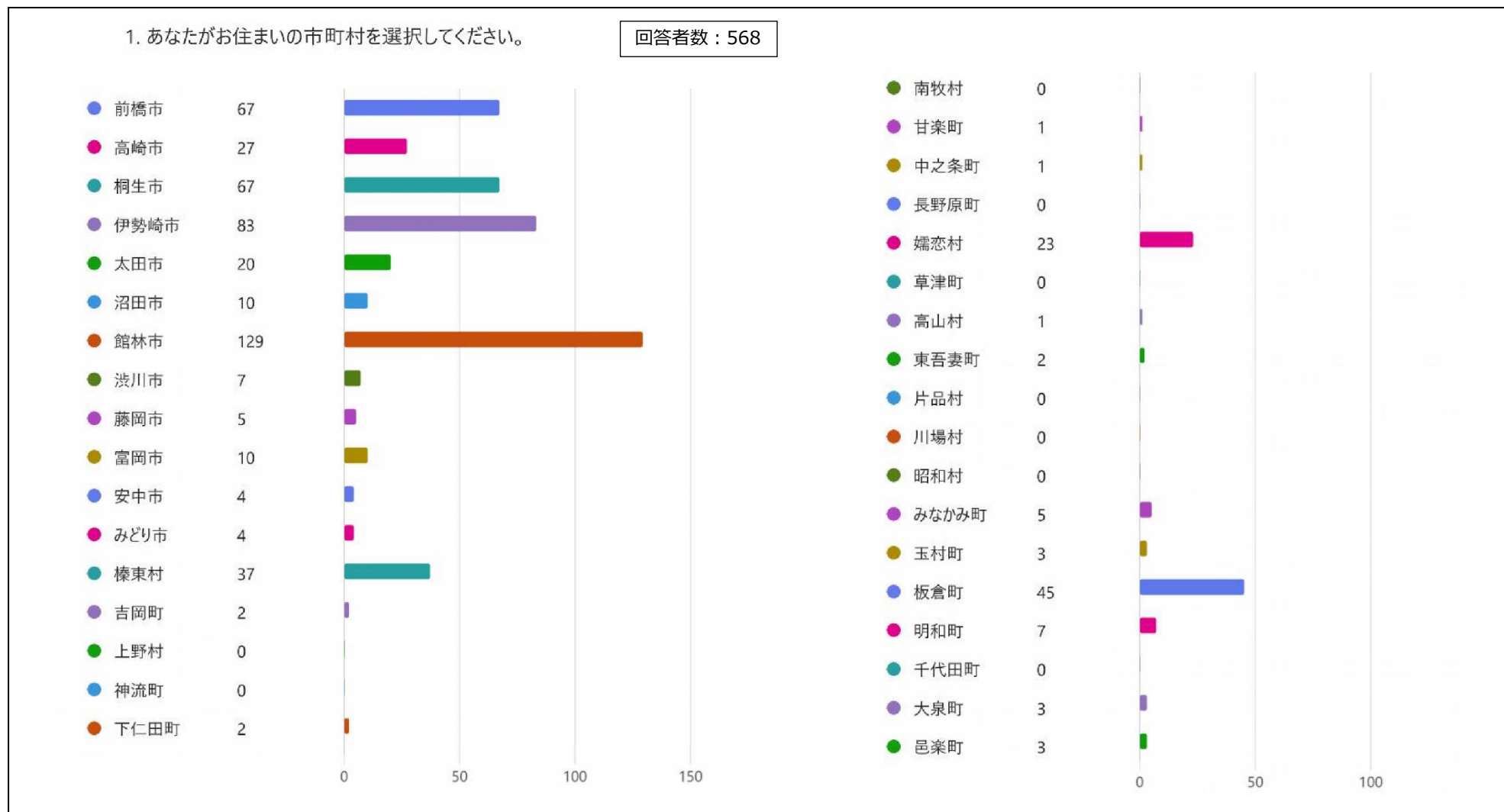
■アンケート概要

【アンケート期間】令和7年8月8日～9月5日

【実施方法】WEB回答方式

【対象者】任意の県内在住者

【回答者数】568人

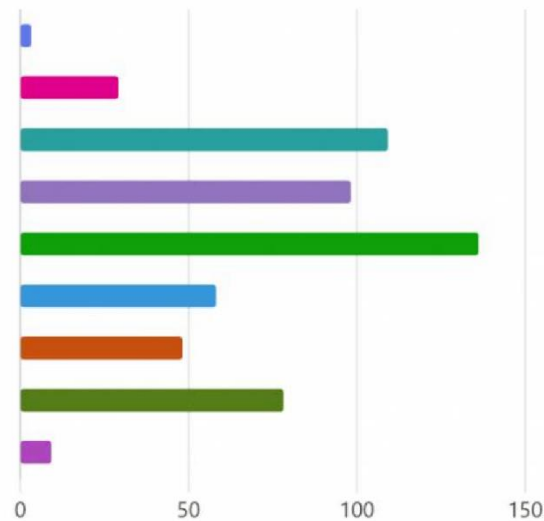


- ・館林市の回答が129名（約23%）で最も多く、続く伊勢崎市、前橋市・桐生市もそれぞれ全体の回答者数の約12-15%程度を占めている。
- ・24市町村で回答者数が10名以下、そのうち9町村は回答者数が0名で、市町村による回答者数の差が大きい。

2. あなたの年齢を選択してください。

回答者数：568

● 19歳以下	3
● 20～29歳	29
● 30～39歳	109
● 40～49歳	98
● 50～59歳	136
● 60～64歳	58
● 65～69歳	48
● 70～79歳	78
● 80歳以上	9



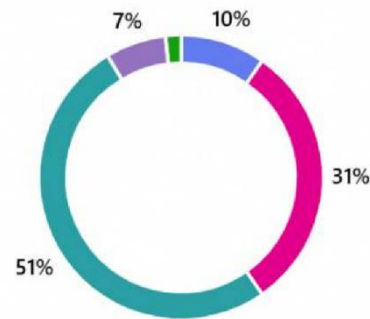
- ・回答者のうち約24%にあたる136名が50代。
- ・続いて30代、40代の回答が多く、現役世代の回答が多い。
- ・一方、高齢者（65歳以上）の回答は135名（約24%）で、webアンケートでも高齢者の回答を一定数得ることができた。

3. あなたの世帯構成を選択してください。

※核家族・・・「夫婦のみ」「夫婦と未婚の子ども」「ひとり親と未婚の子ども」

回答者数：568

● 単身世帯	55
● 2人以上の核家族世帯（65歳以上を含む）	174
● 2人以上の核家族世帯（65歳以上を含まない）	290
● その他（65歳以上を含む）	39
● その他（65歳以上を含まない）	10



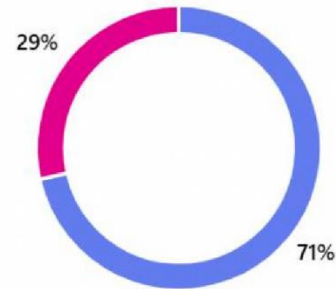
- ・2人以上の核家族世帯が464名（約82%）を占めている。
- ・また、213名（約38%）が高齢者を含む世帯で、高齢者が居住する世帯の意見も一定数得られた。

4. 1981年(昭和56年)5月以前に着工した住宅は、旧耐震基準のため、耐震性が不足している可能性があります。そのことを知っていましたか。

※「旧耐震基準」について知りたい方はこちら⇒<https://www.pref.gunma.jp/uploaded/attachment/672006.pdf>

回答者数：568

- 知っていた 406
- 知らなかった 162

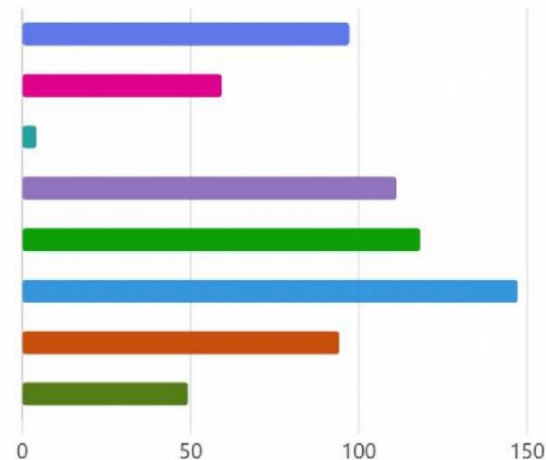


- ・旧耐震基準について知っている人は406名(約71%)で、旧耐震基準について一定の認知が確認できた。
- ・一方で、162名(約29%)は旧耐震基準について知らないことから、引き続き普及啓発が必要といえる。

5. 「旧耐震基準」を知ったきっかけについて、該当するものをすべて選択してください。【複数選択可】

回答者数：406

- 県や市町村の広報誌 97
- 県や市町村のホームページ 59
- 県や市町村の個別訪問、DM(ダイレクトメール) 4
- 住宅の設計・工事業者等からの情報 111
- 新聞・雑誌等 118
- ラジオ・テレビ 147
- インターネット 94
- その他 49

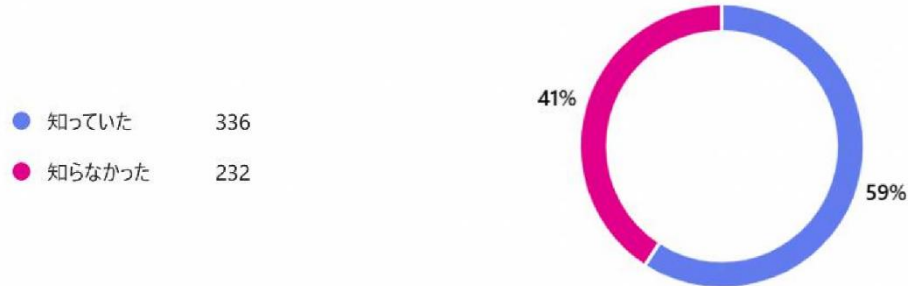


- ・「ラジオ・テレビ」の回答が147件と最も多い。
- ・他の選択肢も一定数の回答を得ており、旧耐震基準が様々な媒体で取り上げられ、多くの人の目に触れていることがうかがえる。
- ・旧耐震基準について知らなかったと回答した人の属性(年齢等)を確認し、その属性にあわせた普及啓発を行うことで、効果的な周知を図る。

6. 阪神淡路大震災をきっかけに2000年(平成12年)6月に木造住宅に関する耐震基準の大きな見直しがありました。そのことを知っていましたか。

※「2000年基準」について知りたい方はこちら⇒<https://www.pref.gunma.jp/uploaded/attachment/672006.pdf>

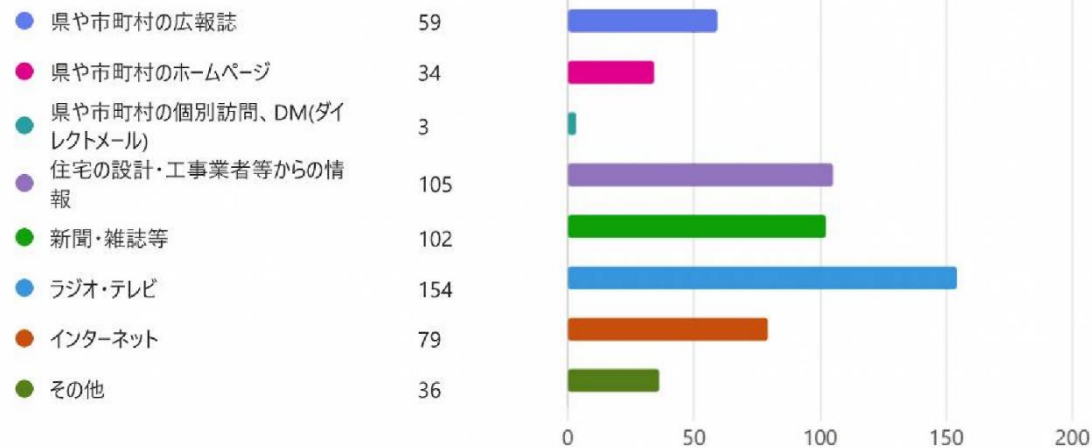
回答者数：568



- ・2000年耐震基準については、336名(約59%)が知っているという回答。
- ・旧耐震基準の認知度に比べて約10ポイント低い結果となっている。

7. 「2000年基準」を知ったきっかけについて、該当するものをすべて選択してください。【複数選択可】

回答者数：336

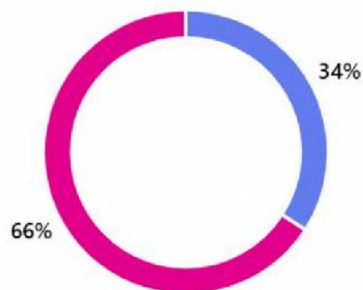


- ・「ラジオ・テレビ」の回答が154件で、旧耐震基準と同様に最も多い結果となっている。
- ・「県や市町村の広報誌」の回答は59件と旧耐震基準の場合と比べて少なくなっており、今後、2000年基準についてもより普及啓発を強化する必要があると考えられる。

8. 1981年(昭和56年)5月以前に着工した木造住宅は、お住まいの市町村で無料の耐震診断を受けられることを知っていましたか。

回答者数 : 568

- 知っていた 194
- 知らなかった 374

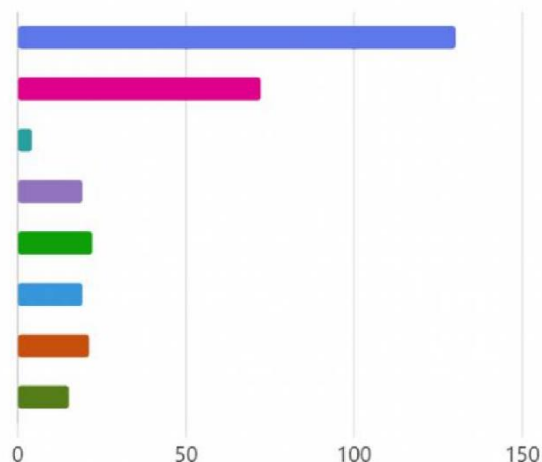


・無料の耐震診断は374名(約66%)が知らないという結果で、周知が不足しているため、今後、普及啓発に注力する必要がある。

9. 「無料耐震診断」を知ったきっかけについて、該当するものをすべて選択してください。【複数選択可】

回答者数 : 194

- 県や市町村の広報誌 130
- 県や市町村のホームページ 72
- 県や市町村の個別訪問、DM(ダイレクトメール) 4
- 住宅の設計・工事業者等からの情報 19
- 新聞・雑誌等 22
- ラジオ・テレビ 19
- インターネット 21
- その他 15



・130名が「県や市町村の広報誌」、また72名が「県や市町村のホームページ」と回答し、行政が発信する情報が周知につながっていると考えられる。

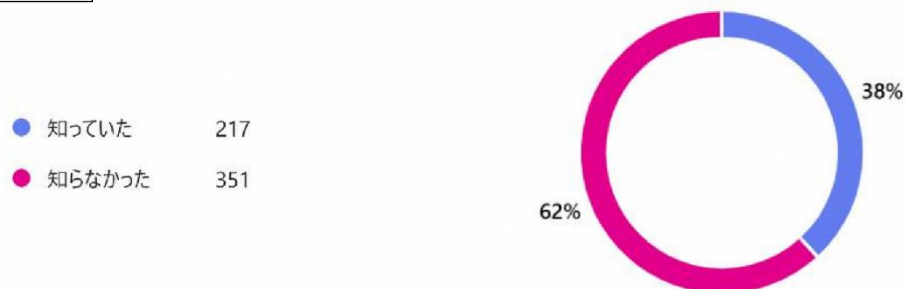
・「旧耐震基準」や「2000年基準」と比較しても、行政の発信媒体の回答数が多く、逆にマスメディア等の媒体の回答数が少ない。これは、「無料耐震診断」がローカルな情報であるためだと考えられる。

・より周知を広げるには、マスメディア等の媒体による情報発信が必要と考えられる。

10. 地震の被害から人の命を守るためには、家全体の耐震改修以外にも、部分的な耐震改修(部分改修)や耐震シェルター設置といった選択肢があることを知っていましたか。

※「部分的な耐震改修」「耐震シェルター」について知りたい方はこちら⇒<https://www.pref.gunma.jp/uploaded/attachment/672005.pdf>

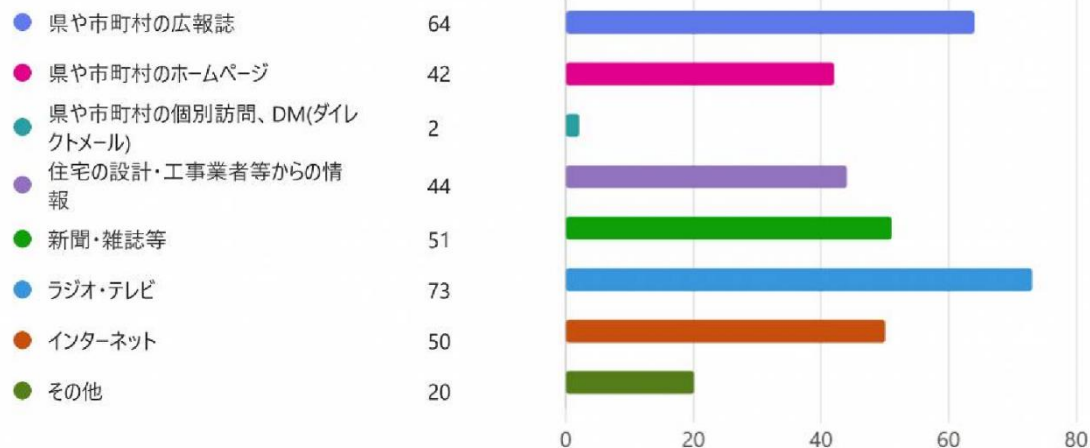
回答者数 : 568



- ・部分改修や耐震シェルターは、351名（約62%）が知らないという結果で、周知が不足しているため、今後、普及啓発に注力する必要がある。

11. 「部分改修」等を知ったきっかけについて、該当するものをすべて選択してください。【複数選択可】

回答者数 : 217

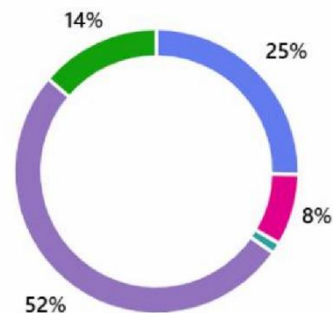


- ・「ラジオ・テレビ」の回答が73名で最も多い。
- ・他の選択肢も一定数の回答を得ており、回答者が様々なメディアから情報を得ていることがわかる。
- ・部分改修等について知らなかったと回答した人の属性を確認し、その属性にあわせた普及啓発を行うことで、効果的な周知を図る。

12. 離れて暮らす家族や大切な人で、旧耐震基準（1981年(昭和56年)5月以前）の住宅に住んでいる方はいますか。
以下から1つ選択してください。

回答者数：568

● 群馬県内にいる	144
● 群馬県外にいる	46
● 群馬県内と県外両方にいる	7
● いない	293
● わからない	78

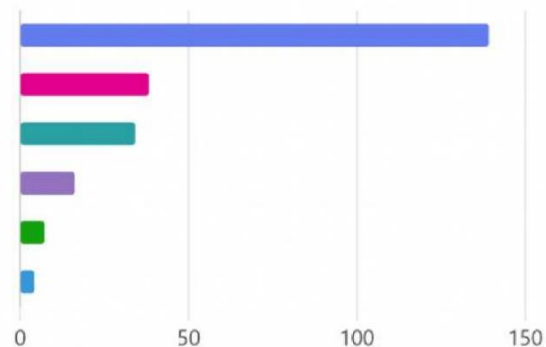


・197名（全体の約35%）が群馬県内外に離れて暮らす家族などがおり、そのうち約73%の144名（全体の25%）は群馬県内にいる。

13. 能登半島地震（2024年(令和6年)1月1日発生）では帰省中の家族が多く被災しました。
離れて暮らす家族等の住宅に対してどのように感じていますか。該当するものをすべて選択してください。【複数選択可】

回答者数：197

● 耐震性が不安である	139
● 帰省した際に住宅の耐震性が確保されているか不安である	38
● 耐震性は大丈夫だと思う	34
● 離れて暮らしているため気が回っていない	16
● 特に何も思わない	7
● その他	4

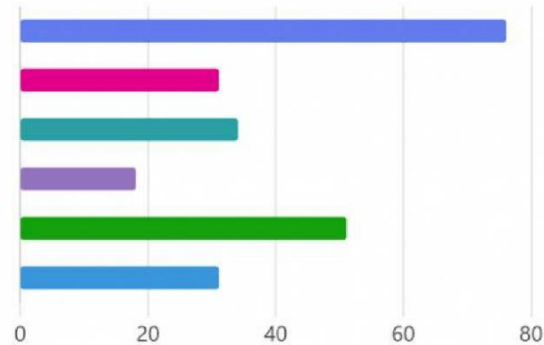


・「耐震性が不安である」と「帰省した際に住宅の耐震性が確保されているか不安である」が延べ177名で、多くの県民が離れて暮らす家族等の住宅に不安を抱いていることがわかる。

14. 離れて暮らす家族等に耐震化・減災化を勧めてみたいと思いますか。該当するものをすべて選択してください。【複数選択可】

回答者数：197

- 耐震診断を勧めてみたい 76
- 耐震改修や建て替えを勧めてみたい 31
- 部分改修を勧めてみたい 34
- 耐震シェルターの設置を勧めてみたい 18
- 勧めてみたいとは思わない 51
- その他 31

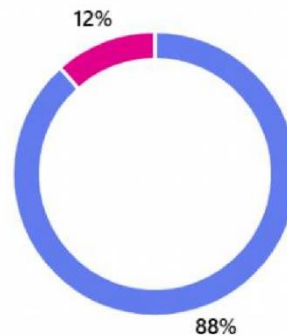


- ・耐震診断や耐震改修、耐震シェルター等、何かしら離れて暮らす家族等に勧めてみたいと考えている人が延べ159名で、「勧めてみたいとは思わない」の51名と比べ多い結果となっている。
- ・「耐震診断を勧めてみたい」の回答は76名と比較的多い割合であるのに対し、「耐震改修や建て替えを勧めてみたい」については31名とその半数以下にとどまっている。
- ・「耐震改修や建て替え」よりも「部分改修」の回答の方が多い結果となっている。部分改修が、耐震改修や建て替えよりも容易に実施できることが認識され、相手に勧めやすい選択肢と捉えられていることがうかがえる。

15. あなたの現在のお住まいは、「持ち家」と「賃貸」どちらですか。

回答者数：568

- 持ち家 502
- 賃貸 66



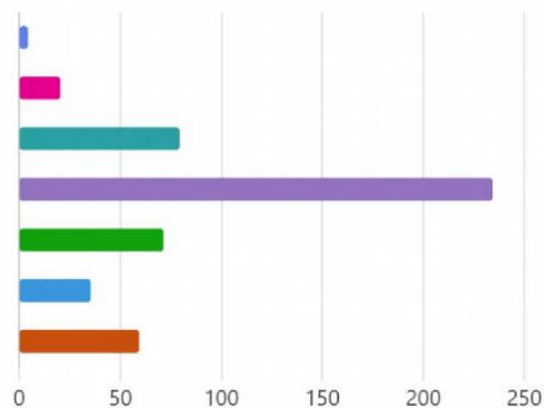
- ・回答者の約88%である502名が持ち家に住んでおり、アンケート全体として持ち家居住者の意見を把握することができる。

16. あなたが居住する住宅の延床面積について、以下から1つ選択してください。

※分譲マンションにお住まいの方は、専有部分の面積をご回答ください。

回答者数：502

- 49㎡（約15坪）以下 4
- 50～69㎡（約15～約21坪） 20
- 70～99㎡（約21～約30坪） 79
- 100～149㎡（約30～約45坪） 234
- 150～199㎡（約45～約60坪） 71
- 200㎡（約60坪）以上 35
- わからない 59

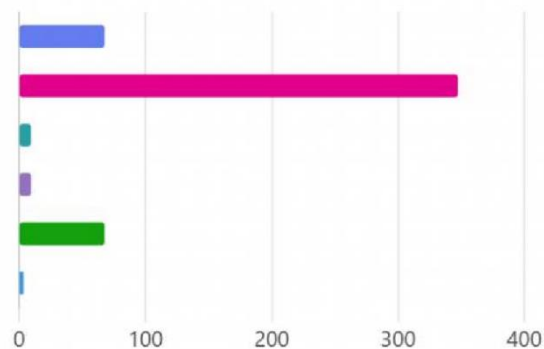


- ・ 100-149㎡の住宅に居住している人は234名（約47%）で最も多く、次いで70-99㎡が79名（約16%）、150-199㎡が71名（約14%）となっている。
- ・ 150㎡以上の比較的大きな住宅に住んでいる人は106名（約21%）いる。

17. あなたが居住する住宅の構造・階数について、以下から1つ選択してください。

回答者数：502

- 木造・平屋建て 67
- 木造・2階建て 347
- 木造・3階建て以上 9
- 木造以外・平屋建て 9
- 木造以外・2階建て 67
- 木造以外・3階建て以上 3

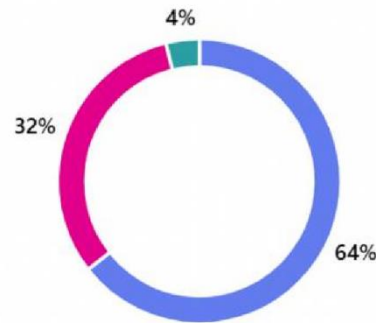


- ・ 木造2階建ての住宅に住んでいる人が347名（約69%）で最も多い。
- ・ 木造住宅に住んでいる人の合計は423名（約84%）で、回答者の大半が木造住宅に住んでいる。

18. あなたが居住する住宅の使用状況について、該当するものをすべて選択してください。【複数選択可】

回答者数：502

- 家全体を日常的に使用している 338
- 日常的に使用していない部屋（空き部屋や物置）が複数ある 167
- 日常的に使用していない階がある 20
- その他 0



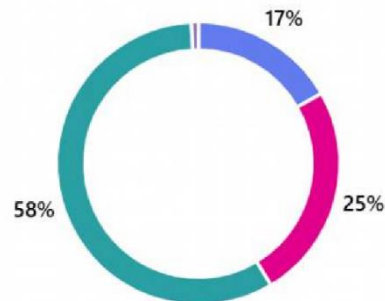
・「日常的に使用していない部屋がある」という回答が167名（約33%）である一方、「日常的に使用していない階がある」という回答は20名（約4%）で、一部の部屋を利用していない人は一定数存在するものの、階全体を利用していない人は少数に留まるという結果となっている。

19. あなたが居住する住宅の建築年と構造について、以下から1つ選択してください。

※ははっきりとわからない場合でも、どれかを選択してください。

回答者数：502

- 1981年（昭和56年）5月以前建築の戸建住宅 84
- 1981年（昭和56年）6月～2000年（平成12年）5月建築の戸建て住宅 124
- 2000年（平成12年）6月以降建築の戸建て住宅 290
- 戸建住宅以外 4

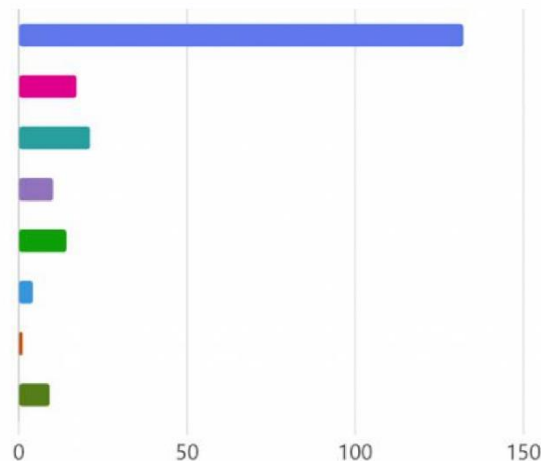


・旧耐震基準の住宅に住んでいる人は84名（約17%）、2000年5月以前に建築された住宅に住んでいる人は124名（約25%）となっている。
 ・回答者のうち半数以上は2000年以降に建てられた住宅に住んでいる。

20. 住まいを地震から守るためには、耐震診断を行い耐震性の有無を知ることが大切です。
耐震診断について、あなたの考えに近いものを1つ選択してください。

回答者数：208

● 無料であれば受けてみたい	132
● 多少費用がかかっても受けてみたい	17
● 受けたくない	21
● 既に耐震診断済み（耐震性なし...	10
● 既に耐震診断済み（耐震性あり...	14
● 耐震改修済み	4
● 建て替え済み	1
● その他	9

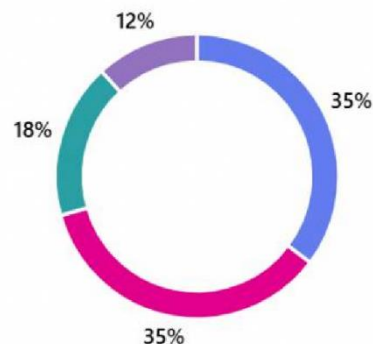


- ・耐震診断を受けてみたい人は149名で、耐震診断済・耐震改修済の人を除いた179名に対する割合は83%となっている。また、そのうち約89%の132名が無料であれば耐震診断を受けてみたいと考えている。
- ・耐震診断済の人は24名で全体の約16%、そのうち診断結果が「耐震性なし」が10名（約42%）、「耐震性あり」が14名（約58%）となっている。

21. 耐震診断にかかる自己負担がどの程度であれば受けてみたいと思いますか。以下から1つ選択してください。

回答者数：17

● 2万円以下	6
● 5万円以下	6
● 10万円以下	3
● 10万円以上でも受けてみたい	2



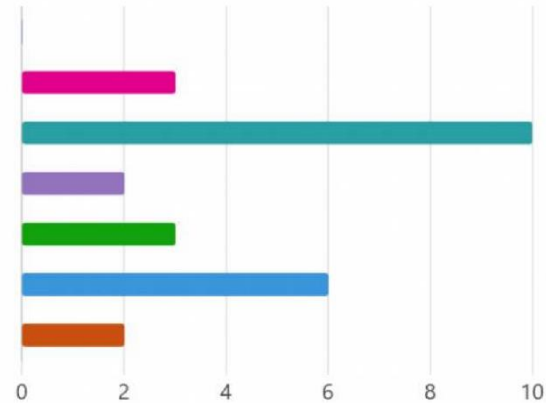
- ・自己負担額が少ないほど回答者数が多いが、全体の回答者数が17名と少ないため参考データとする。

22. 「受けたくない」と回答した方に伺います。

その理由について、該当するものをすべて選択してください。【複数選択可】

回答者数：22

- 自分の家は地震に耐えられると思うから 0
- 住んでいる場所では大きな地震は発生しないと思うから 3
- 耐震診断を受けても、耐震改修や建て替えをするつもりがないから 10
- 今後、長く住むつもりがないから 2
- 耐震性がないのはわかっているから 3
- 知らない人に家に入ってほしくないから 6
- その他 2

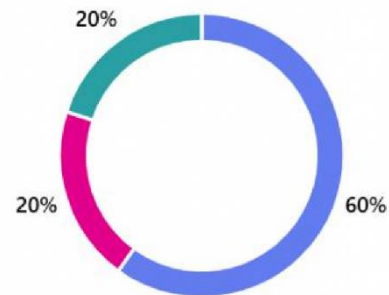


- ・「耐震改修や建て替えをするつもりがないから」が10名で半数近くを占めており、耐震改修等の必要性を啓発する必要がある。
- ・他に意見が多かった「知らない人に家に入ってほしくないから」という人に対しては、行政が診断士派遣を実施していることをアピールすることが有効と考える。

23. 耐震改修にあわせて他のリフォーム工事を行いましたか。該当するものをすべて選択してください。【複数選択可】

回答者数：4

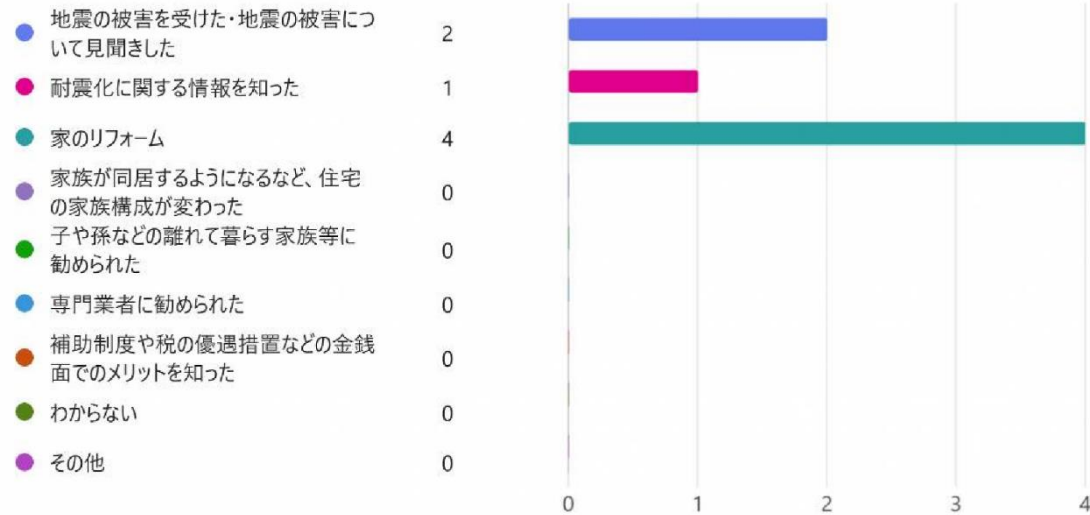
- リフォーム工事を行った 3
- 省エネ化の工事を行った※ ※窓改修や断熱化、省エネ設備への更新など 1
- 他のリフォーム工事は行わなかった 1
- その他 0



- ・耐震改修済みの回答者は4名（問20の回答者のうち約2%）とかなり少ない値となっている。
- ・4名のうち3名は耐震改修にあわせてリフォーム工事を行っている。

24. あなたが耐震化をしたきっかけとして、該当するものを3つ以内で選択してください。【3つまで選択可】

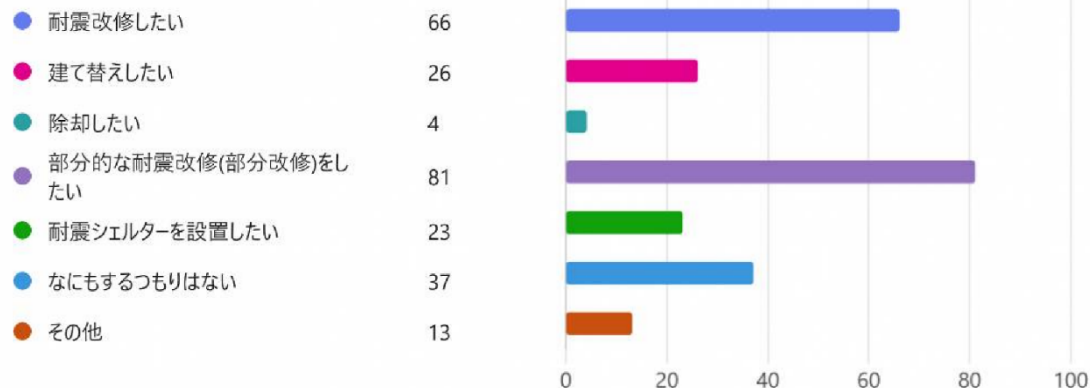
回答者数：4



- ・回答者のうち、4名いずれも「家のリフォーム」を耐震化のきっかけとして挙げており、リフォームと耐震改修が密接に関連していることがうかがえる。

25. あなたの住宅が耐震診断を受けて耐震性が不足していると診断された場合、耐震化の方法として、どの方法ならやってみたいと思いますか。該当するものをすべて選択してください。【複数選択可】

回答者数：189



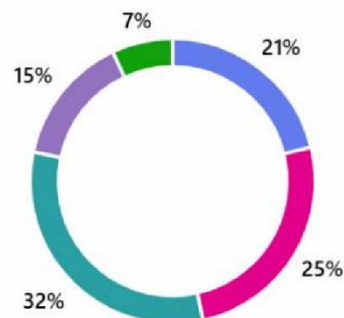
- ・「部分改修をしたい」という回答が81名で最も多く、次いで「耐震改修したい」が66名、「建て替えしたい」が26名となっている。
- ・減災化（「部分改修をしたい」と「耐震シェルターを設置したい」）の回答者は延べ104名で、「なにもするつもりはない」を除いた213名の半数近くとなっている。
- ・「なにもするつもりはない」は37名（約20%）で、耐震性不足が判明しても何もしない人が一定数いることがわかる。

26. 仮に耐震改修を行う場合、耐震改修にあわせて断熱化やバリアフリー化などのリフォームを行うと、別々で行うよりも安価に工事ができます。

この方法について、あなたの考えに近いものを以下から1つ選択してください。

回答者数：189

● 実施してみたい	40
● 興味があるので詳しく知りたい	48
● 耐震改修以外の費用はかけられない	60
● 興味がない	28
● その他	13

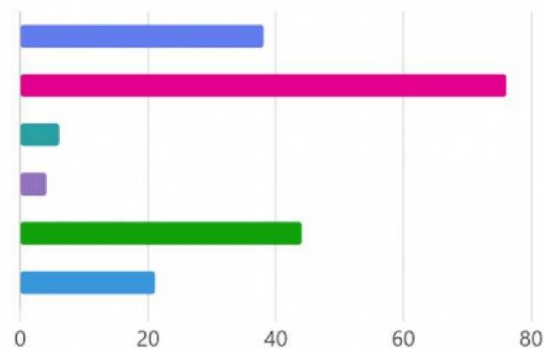


- ・「実施してみたい」が40名（約21%）、「興味があるので詳しく知りたい」が48件（約25%）で、耐震改修とリフォームを同時に行うことに関心のある人が一定数いることがわかる。
- ・一方で、「耐震改修以外の費用はかけられない」が60名（約32%）で費用面によりリフォームを躊躇する人も多く存在することがわかる。

27. 2階建ての1階部分など、家の一部分を耐震改修する方法(部分改修)は、家全体の耐震改修と比べて、費用や工事期間等の面でメリットがありますが、この方法について、あなたの考えに近いものを以下から1つ選択してください。

回答者数：189

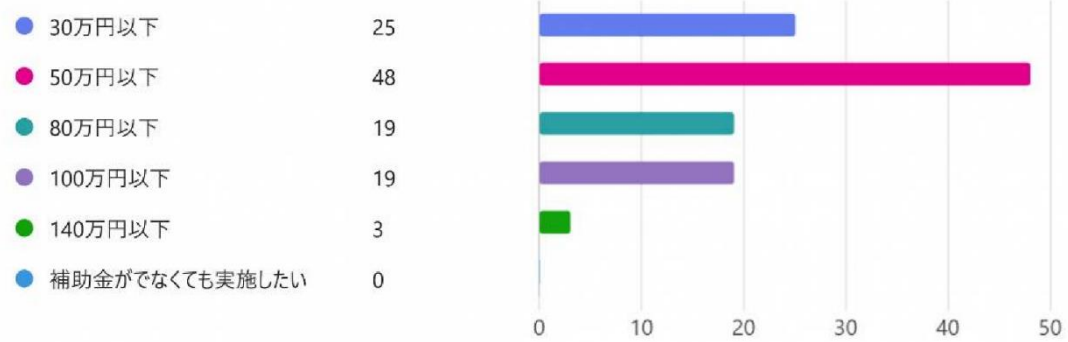
● 実施してみたい	38
● 興味があるので詳しく知りたい	76
● 費用が多くかかって家全体の耐震改修をしたい	6
● 費用が多くかかって建て替えをしたい	4
● 興味がない	44
● その他	21



- ・部分改修について「興味があるので詳しく知りたい」が76件（約40%）で、「実施してみたい」の38名（約20%）と合わせると全体の約60%を占める。
- ・「興味があるので詳しく知りたい」人が、「実施してみたい」人の2倍であることから、部分改修について具体的な情報を持っていないものの、費用や工期などのメリットについて興味がある人が多いと考えられる。

28. 部分改修に約140万円程度の費用がかかり、費用の一部に補助金ができる場合、自己負担額がどの程度であれば実際に改修を行いたいと思いますか。以下から1つ選んでください。

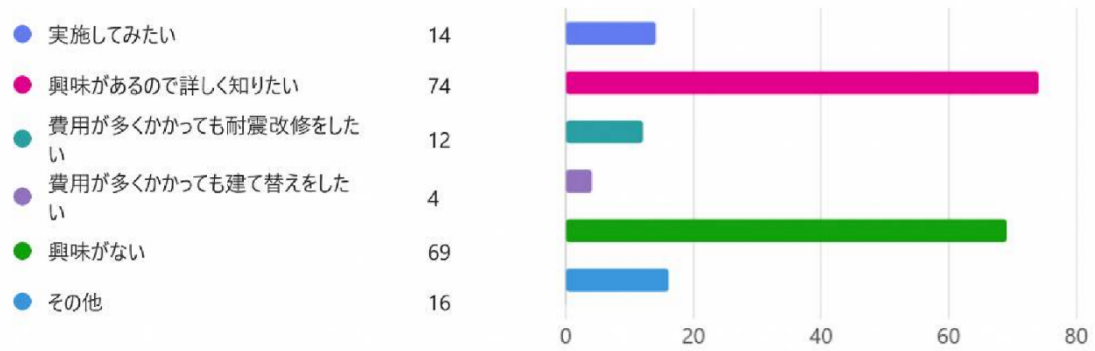
回答者数：114



- ・「自己負担額が50万円以下」が48名（約42%）で、「自己負担額が30万円以下」の25名と合わせると全体の約2/3の占める。
- ・部分改修の工事費が140万円の場合、現状の県補助制度では自己負担額が原則100万円以上となるため、ほとんどの人に部分改修工事をしてもらえない可能性が高い。
- ・「補助金ができなくても実施したい」は0名で、部分改修は補助金の利用が前提になっていることがうかがえる。

29. 耐震シェルターは耐震改修や建て替えと比べ、低コストで設置でき、地震から身を守ることができます。耐震シェルターについて、あなたの考えに近いものを1つ選択してください。

回答者数：189

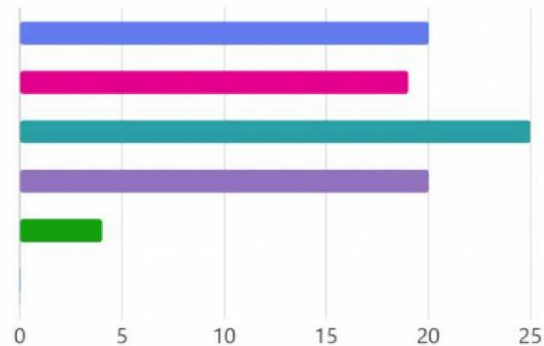


- ・「興味があるので詳しく知りたい」が74名（約39%）で、部分改修と同程度の割合となっているが、一方で「興味がない」という回答が69件（約37%）あり、部分改修と比べて10ポイント以上高くなっている。
- ・耐震シェルターについての理解を深め、より好意的に受け止めてもらえるような普及啓発が重要と考えられる。

30. 耐震シェルター設置に約60万円程度の費用がかかり、費用の一部に補助金ができる場合、自己負担額がどの程度であれば実際に設置を行いたいと思いますか。以下から1つ選んでください。

回答者数：114

- 5万円以下 20
- 10万円以下 19
- 20万円以下 25
- 40万円以下 20
- 60万円以下 4
- 補助金が無い場合でも実施したい 0

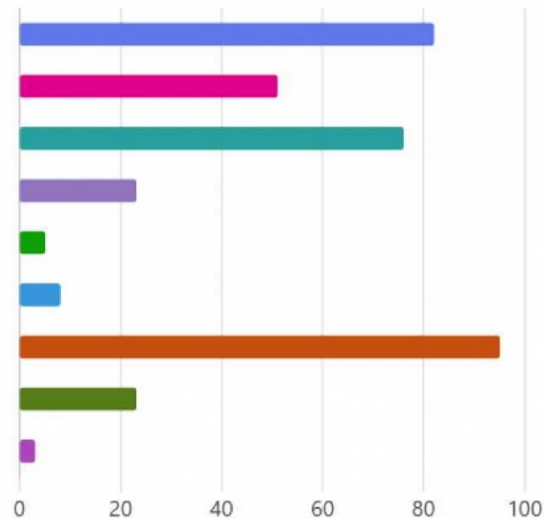


- ・自己負担額が20万円以下の回答の合計が64名（約56%）となっている。
- ・耐震シェルター設置費が60万円の場合、現状の県補助制度では自己負担額が原則30万円以上となるため、2/3程度の人に耐震シェルター設置をしてもらえない可能性が高い。
- ・「補助金ができなくても実施したい」は0名で、耐震シェルター設置は補助金の利用が前提になっていることがうかがえる。

31. 住まいの耐震化や減災化を行うきっかけとして、どのようなタイミングが考えられるでしょうか。あなたの考えに近いものを3つ以内で選択してください。【3つまで選択可】

回答者数：189

- 地震があったときや地震の被害について見聞きしたとき 82
- 耐震化に関する情報を知ったとき 51
- 家のリフォームを実施するとき 76
- 家族が同居するようになるなど、住宅の家族構成が変わるとき 23
- 子や孫などの離れて暮らす家族等に勧められたとき 5
- 専門業者に勧められたとき 8
- 補助制度や税の優遇措置などの金銭面でのメリットがわかったとき 95
- わからない 23
- その他 3



- ・「補助制度や税の優遇措置などの金銭面でのメリットがわかったとき」という選択肢が95名と最も多くなっており、次いで、「地震があったときや地震の被害について見聞きしたとき」が82名、「家のリフォームを実施するとき」が76名となっている。
- ・耐震化や補助制度の情報を得たときと回答した人が延べ146名いることから、耐震化の重要性や補助金制度等の情報発信を強化していく必要がある。
- ・また、リフォーム事業者との連携についても有効な方法と考えられる。

資料5-2 建築物の耐震診断・耐震改修に関するアンケート結果

■アンケート概要

【アンケート期間】
令和7年9月30日
～ 10月15日

【実施方法】
WEB又は紙面回答方式

【対象者】
多数の者が利用する
既存耐震不適格建築物
の所有者等 388人

【回答者数】
152人（回答率：39.2%）

▼ アンケート内容（アンケート用紙）

令和7年度 建築物の耐震診断・耐震改修等に関するアンケート調査

【ご回答に関するお願い・注意事項】

- ・アンケート調査依頼文の用紙に記載した建物についてご回答ください。
- ・設問は8～19問です。所要時間は5～10分程度です。
- ・アンケートで取得したデータは、群馬県が策定する次期「群馬県耐震改修促進計画」の基礎データとさせていただきます。

1. 建物の情報について

アンケート調査依頼文に記載した3ケタの建物番号を記載してください。

建物番号	
------	--

アンケート調査依頼文に記載した建物の情報について、誤りがある場合、正しい内容を以下に記載してください。

①建物名称	
②建物用途	
③建物所在地	
④延床面積・階数	

2. アンケート回答に関する連絡担当者について

連絡担当者に関する情報を記入してください。

会社名・所属		(会社の場合記入)
氏名		(必須記入)
住所		(必須記入)
電話番号		(必須記入)
メールアドレス		(可能な限り記入)

3. 耐震診断や耐震改修等について

上記1.の建築物に関して回答してください。

問1 現在、建築物が存在するかどうか、該当する番号に○を付けてください。	
1 存在しない。(解体済み)	→ 問9へ進む
2 存在しない。(建替済み)	→ 問9へ進む
3 存在している。	→ 問2へ進む

問2 建築物の耐震診断の実施状況や予定について、該当する番号に○を付けてください。	
1 実施した。→(実施年月: 年 月)	→ 問3へ進む
2 今後予定している。→(予定: 年以内)	→ 問5へ進む
3 実施していないし、予定もしていない。	→ 問4へ進む

問3 耐震診断の結果について、該当する番号に○を付けてください。	
1 耐震改修は不要と診断された。	→ 問9へ進む
2 耐震改修が必要と診断された。	→ 問6へ進む

問4 耐震診断を予定していない理由について、該当する番号に○を付けてください。(複数選択可)

- 1 耐震性に問題がないと思っているため。
 - 2 大きな地震が起きないと思っているため。
 - 3 建替や解体の予定があるため。→(予定: 年以内)
 - 4 診断費用がかかるため。
 - 5 耐震改修が必要と分かっても工事資金の確保が難しいため。
 - 6 誰にお願いしてよいか分からないため。
 - 7 合意形成ができていないため。
 - 8 建物を使用していない、または今後使用する予定が無いため。
 - 9 その他 ()
- 回答後、問5へ進む

問5 耐震診断の結果、耐震性が不足することが分かったとした場合、どうするか、該当する番号に○を付けてください。(今後、変更になっても構いません。)

- 1 耐震改修を行いたい。
 - 2 何も行わない。
 - 3 建替を行いたい。
 - 4 解体を行いたい。
- 回答後、問7へ進む → 回答後、問8へ進む

問6 耐震改修の実施状況や予定について、該当する番号に○を付けてください。

- 1 実施した。→(工事完了: 年 月)
 - 2 建替や解体を予定している。→(予定: 年以内)
 - 3 実施していないが、今後予定している。→(予定: 年以内)
 - 4 実施していないし、予定もしていない。
- 問9へ進む → 問8へ進む → 問7へ進む → 問7へ進む

問7 耐震改修の不安や懸念について、該当する番号に○を付けてください。(複数選択可)
※耐震改修すると想定して回答してください。

- 1 耐震改修に必要な金額や工事期間などが分からない。
 - 2 耐震改修の工事資金が不足している。
 - 3 資金の借入れや返済等を含めた資金計画の立て方が分からない。
 - 4 具体的な耐震改修工法が分からない。
 - 5 営業や生活しながら耐震改修工事ができるか分からない。
 - 6 信頼できる設計者や工事業者が分からない。
 - 7 関係権利者や賃貸人の理解と協力を得るための交渉方法が分からない。
 - 8 補強による外観の悪化や、利用可能な面積の減少など、営業や生活に影響が出る。
 - 9 その他 ()
- 回答後、問9へ進む

問8 建替や解体での不安や懸念について、該当する番号に○を付けてください。(複数選択可)

- 1 建替や解体工事の資金が不足している。
 - 2 資金の借入れや返済等を含めた資金計画の立て方が分からない。
 - 3 関係権利者や賃貸人の理解と協力を得るための交渉方法が分からない。
 - 4 その他 ()
- 回答後、問9へ進む

問9 建築物の耐震化に関して、行政への意見・要望があれば、次に記載してください。

問2、3 耐震診断の実施状況について

- 耐震診断実施状況の回答内訳は下表のとおり。
「実施していないし、予定もしていない」が97件（約67%）で、多くの建築物において耐震化の取り組みが進む見込みがない。

耐震診断実施状況	件数
実施した	32
今後予定している	16
実施していないし、 予定もしていない	97
総計	145

- 耐震診断を実施した32件の診断時期、診断結果は下表のとおり。

耐震診断実施時期	件数
2019年以前	27
2020年	1
2023年	3
2024年	1
総計	32

診断の結果	件数
耐震改修は不要と診断された	5
耐震改修が必要と診断された	27
総計	32

- 耐震診断実施予定の16件の予定時期は下表のとおり。

予定時期	件数
1年以内	1
2年以内	1
3年以内	1
5年以内	4
6年以上先	6
その他	3
総計	16

問4 耐震診断を実施しない理由について【複数回答可】

- ・耐震診断を実施しない理由の回答内訳は下表のとおり。回答の多い順に「工事資金の確保が難しいため」、「診断費用がかかるため」、「耐震性に問題がないと思っているため」となっている。

理由	件数
耐震性に問題がないと 思っているため	26
大きな地震が起きないと 思っているため	1
建替や解体の予定があるため	22
診断費用がかかるため	40
耐震改修が必要と分かって も工事資金の確保が難しい ため	41
誰にお願いしてよいか 分からないため	5
合意形成ができていない ため	6
建物を使用していない、 または今後使用する予定 が無い	9
その他	14
回答者の総数	97

問5 耐震性不足と診断された場合の対応について

- ・耐震診断の結果、耐震性が不足していると判定された場合の対応について、回答の内訳は下表のとおり。「何も行わない」は約15%のみで、耐震診断を実施することで耐震改修や建替の実施につながる可能性を示している。

耐震性が不足する場合の行動	件数
耐震改修を行いたい	52
建替を行いたい	27
解体を行いたい	17
何も行わない	17
総計	113

問6 耐震改修の実施状況について

- ・問3で耐震診断の結果「耐震改修が必要と診断された」と回答した建築物27棟について、耐震改修の実施状況を確認したところ、14棟が耐震改修を「実施した」、5棟が「今後予定している」、4棟が「建替や解体を予定している」と回答。

⇒耐震改修が必要と診断された建築物のうち約85%が耐震化のための対策を実施した、もしくはする予定と回答。

耐震改修の実施状況	件数
実施した	14
建替や解体を予定している	4
実施していないが、今後予定している	5
実施していないし、予定もしていない	4
総計	27

- ・耐震改修を実施した14件の改修時期は右表のとおり。

耐震改修の完了時期	件数
2019年以前	10
2020年	1
2021年	1
2024年	1
2025年	1
総計	14

- ・耐震改修または建替・解体を予定していると回答した計9棟の建築物の改修等の予定時期は下表のとおり。

耐震改修の予定時期	件数
1年以内	2
5年以内	2
10年以内	0
その他	1
総計	5

建替や解体の予定時期	件数
2年以内	1
3年以内	1
5年以内	1
6年以上先	1
総計	4

問7 耐震性不足と診断された場合の対応について【複数回答可】

- ・耐震改修への不安や懸念について、回答数の多い順に「耐震改修の工事資金不足」が45件、「耐震改修に必要な金額や工事期間などがわからない」が39件、「営業や生活をしながら耐震改修工事ができるかわからない」が26件となっている。
- ・資金面の不安・懸念は回答数の多かった2項目に、「資金の借入れや返済等を含めた資金計画の立て方がわからない」の13件を加えた計96件で、資金面における不安を感じている人が多いことがわかる。

耐震改修の不安や懸念	件数
耐震改修に必要な金額や工事期間などがわからない	39
耐震改修の工事資金が不足している	45
資金の借入れや返済等を含めた資金計画の立て方がわからない	13
具体的な耐震改修工法がわからない	15
営業や生活しながら耐震改修工事ができるか分からない	26
補強による外観の悪化や、利用可能な面積の減少など、営業や生活に影響が出る	13
その他の選択肢	21
回答者の総数	78

問8 耐震性不足と診断された場合の対応について【複数回答可】

- ・建替や解体での不安や懸念について、「建替や解体工事の工事資金不足」が26件で最も多かった。
- ・一方で、「特になし」が13件で、回答からは、建替や解体は耐震改修に比べると不安や懸念が少ないといえる。

建替や解体での不安や懸念	件数
建替や解体工事の資金が不足している	26
資金の借入れや返済等を含めた資金計画の立て方がわからない	1
関係権利者や賃貸人の理解と協力を得るための交渉方法がわからない	2
特になし	13
その他	6
回答者の総数	48

問9 行政への意見・要望

- ・建築物の耐震化に関しての行政への意見や要望は約20件の回答があった。（「特になし」など除く）
全体として「補助金」についての意見が多く、建築物所有者の補助金に対する関心が高いことがうかがえる。また、耐震補強工法についての意見も寄せられた。

資料5-3 ブロック塀撤去等の補助事業に関するアンケート結果

■アンケート概要

【アンケート期間】
 令和7年10月2日
 ~ 10月20日

【実施方法】
 WEB又は紙面回答方式

【対象者】
 令和元年度～令和6年度に
 市町村補助を利用して
 ブロック塀等を撤去した
 360人

【回答者数】
 198人（回答率：55.0%）

▼アンケート内容（アンケート用紙）

令和7年度 ブロック塀等を撤去等した方へのアンケート調査

【ご回答に関するお願い・注意事項】

- ・市町村の補助金を利用して撤去や建替（以下「撤去等」）を行ったブロック塀等^{*}についてご回答ください。
- ・設問は10問で、所要時間は3～10分程度です。
- ・回答は当てはまる数字等を○で囲んでください。「その他」の場合、()内に具体的内容をご記入ください。
- ・アンケートで取得したデータは、群馬県が策定する次期「群馬県耐震改修促進計画」の基礎データとさせていただきます。
- ※ ブロック塀等…ブロック塀及び組積造の塀

問1 あなたがブロック塀等を撤去等するにあたり、補助金を利用した市町村名を、**ご記入**ください。
 ()

問2 ブロック塀等を撤去等した時期について、**ご記入**ください。
 時期が不明の場合は、「わからない」に○をつけてください
 ・ 平成・令和____年 又は 西暦____年 ・ わからない

問3 世帯主の方の年齢について、**1つ選ん**でください。
 ① 19歳以下 ② 20～29歳 ③ 30～39歳 ④ 40～49歳 ⑤ 50～59歳
 ⑥ 60～64歳 ⑦ 65～69歳 ⑧ 70～79歳 ⑨ 80歳以上

問4 ブロック塀等を撤去等した理由について、該当するものを**すべて選択**してください【複数選択可】
 ① ニュースなどでブロック塀が倒壊した被害を見て不安に思ったから
 ② 所有しているブロック塀等が老朽化し、耐震性・安全性に不安を感じたから
 ③ 県や市町村の広報やホームページ等を見て関心を持ったから
 ④ 群馬県がFMラジオで放送しているブロック塀に関するラジオCMを聞いて関心を持ったから
 ⑤ 市町村の補助金制度が魅力的に感じたため
 ⑥ 住宅の設計・工事業者等に勧められたから
 ⑦ その他()

問5 市町村の補助金制度の存在が、ブロック塀等を撤去したきっかけとして影響したか、**1つ選ん**でください。
 ① 大いに影響した ② 影響した ③ どちらともいえない
 ④ あまり影響していない ⑤ 全く影響していない

問6 市町村の補助金により、ブロック塀等の撤去等に対する経済的な負担が軽くなったか、**1つ選ん**でください。
 ① 大いに軽くなった ② 軽くなった ③ どちらともいえない
 ④ あまり軽くならなかった ⑤ 全く軽くならなかった

問7 補助金の手続きや書類作成について、該当するものを**1つ選ん**でください。
 ① 非常に簡単だった ② 簡単だった ③ どちらともいえない
 ④ 複雑だった ⑤ 非常に複雑だった ⑥ 手続きは業者が行ったためわからない

問8 補助金の手続きや書類作成等について、分かりにくかった点や改善点があれば記載してください。

問9 総合的に見て、このブロック塀等撤去等の補助金制度に満足しているか、**1つ選ん**でください。
 ① 大いに満足している ② 満足している ③ どちらともいえない
 ④ あまり満足していない ⑤ 満足していない

問10 ブロック塀等撤去の補助金制度やブロック塀等の安全対策に関して、行政への意見・要望があれば、次に記載してください。

問1 補助金を利用した市町村

- ・回答者のうち補助金を利用した市町村の回答内訳は下表のとおり。

市町村	回答数	アンケート 発送数	回答率
高崎市	71	132	53.8%
桐生市	20	35	57.1%
太田市	15	24	62.5%
沼田市	1	4	25.0%
館林市	8	12	66.7%
渋川市	39	68	57.4%
藤岡市	1	3	33.3%
富岡市	29	52	55.8%
吉岡町	5	12	41.7%
大泉町	7	17	41.2%
邑楽町	1	1	100.0%
不明	1	—	—
合計	198	360	55.0%

問2 ブロック塀を撤去した時期

- ・回答者がブロック塀を撤去した時期の回答内訳は下表のとおり。

ブロック塀撤去の年代	回答数
2019年（令和元年・平成31年）	28
2020年（令和2年）	27
2021年（令和3年）	21
2022年（令和4年）	27
2023年（令和5年）	21
2024年（令和6年）	39
2025年（令和7年）	5
わからない	30
総計	198

問3 世帯主の年齢

- ・ブロック塀を撤去した世帯の世帯主年齢の回答内訳は右表のとおり。
65～69歳が約18%、70～79歳が29%、80歳以上が26%になっており、全体の約72%が65歳以上の高齢者となっている。

世帯主の年齢	回答数
40～49歳	9
50～59歳	20
60～64歳	26
65～69歳	35
70～79歳	57
80歳以上	51
総計	198

問4 ブロック塀を撤去した理由（複数回答可）

- ・回答者がブロック塀を撤去した理由の回答内訳は下表のとおり。回答数の多い理由から順に、「所有しているブロック塀等が老朽化し、耐震性・安全性に不安を感じたから」が146件、「ニュースなどでブロック塀が倒壊した被害を見て不安に思ったから」が103件、「市町村の補助金制度が魅力的に感じたため」が63件となっている。

ブロック塀を撤去した理由	回答数
ニュースなどでブロック塀が倒壊した被害を見て不安に思ったから	103
所有しているブロック塀等が老朽化し、耐震性・安全性に不安を感じたから	146
県や市町村の広報やホームページ等を見て関心を持ったから	35
群馬県がFMラジオで放送しているブロック塀のラジオCMを聞いて関心を持ったから	2
市町村の補助金制度が魅力的に感じたため	63
住宅の設計・工事業者等に勧められたから	19
その他	32
回答者の総数	198

問5 市町村補助制度がブロック塀撤去の動機として影響したか

- ・市町村補助がブロック塀撤去に影響したか質問したところ、「大いに影響した」が65件（約33%）、「影響した」が69件（約35%）で、あわせると全体の7割近くが、市町村補助の存在がブロック塀撤去の動機として影響したと回答している。

市町村の補助がブロック塀撤去に影響したか	回答数
大いに影響した	65
影響した	69
どちらともいえない	27
あまり影響していない	22
全く影響していない	15
総計	198

問6 市町村の補助による経済的負担の軽減

- ・市町村補助により経済的負担が軽くなったか質問したところ、「大いに軽くなった」が34件（約17%）、「軽くなった」が107件（約54%）で、あわせると全体の約7割が市町村補助により経済的負担が軽くなったと回答している。

市町村の補助により経済的負担が軽くなったか	回答数
大いに軽くなった	34
軽くなった	107
どちらともいえない	18
あまり軽くならなかった	30
全く軽くならなかった	9
総計	198

問7 補助金の手続きや書類作成の煩雑性

- 補助金の手続きや書類作成の煩雑性について、「非常に簡単だった」が9件（5%）、「簡単だった」が55件（約28%）で、あわせると全体の約1/3が補助金手続きを簡単に行えていることがわかる。一方で「手続きは業者が行ったため分からない」が73件（37%）で回答としては最も多く、事業者が手続きを代行しているケースが多いことが読み取れる。

補助金の手続きや書類作成への煩雑性	回答数
手続きは業者が行ったため分からない	73
非常に簡単だった	9
簡単だった	55
どちらともいえない	40
複雑だった	16
非常に複雑だった	5
総計	198

問8 補助金の手続きや書類作成についての改善点

- 補助金の手続き、書類作成について、改善点を自由記述で質問した結果、「特になし」「わからない」などの回答を除いて47件の回答が得られた。主な意見は以下のとおり。

- 役所に何度も伺うなど手続きが大変だった。
- 役所の案内に、図解の説明がありわかりやすかった。シンプルなものでよいので、図があるといいと思う。素人が要項の活字だけ見ても助成内容を理解しにくい。
- 撤去するブロック塀のうち補助対象は道路沿いのブロックのみのため、申請時に添付する除却業者の見積書や領収証を、都度分ける必要があり、そのやりとりが大変だった。

問9 補助金制度への満足度

- 全体を通した補助金制度への満足度について、「大いに満足している」が41件（約21%）、「満足している」が108件（約55%）で、回答者全体の約76%が補助金制度に満足しているとの回答が得られた。一方で、「あまり満足していない」「満足していない」の回答も、合計で24件（約12%）あった。

補助金制度への満足度	回答数
大いに満足している	41
満足している	108
どちらともいえない	24
あまり満足していない	17
満足していない	7
総計	197

問10 行政への意見・要望

- ブロック塀撤去補助制度やブロック塀の安全対策に関して、「特になし」などの回答を除いて約70件の回答が得られた。意見・要望（要約）の一部は以下のとおり。

（補助金について）

- 撤去工事費に対して、補助金が少な過ぎる。
- 補助額をもっと増やせば、利用希望者が増えると思う。
- ブロック塀撤去後のフェンス設置は補助対象とならなかった。
- 解体費用が高くなっているの、補助額を増やしてほしい。

（啓発活動について）

- 補助金制度を知らなかった。
- 近所にはまだ危険なブロック塀があるので、行政がより積極的に周知した方がいい。
- 新聞で見て知ったが、広報には載っていなかった。
- 撤去費用やブロック撤去後の新設の塀の設置費用の事例を示してもらえば、素人が考えやすいと思う。

群馬県耐震改修促進計画（2026 - 2030）

編 集 群馬県 県土整備部 建築課

発 行 群馬県 県土整備部 建築課

令和8年3月

住 所 〒371-8570

群馬県前橋市大手町1丁目1番1号

電 話 027-226-3708